

山鹿市条例第34号

山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

山鹿市水道事業給水条例（平成17年山鹿市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「水道事業」という。）」を削る。

第2条中「水道事業の給水区域」を「山鹿市水道事業の給水区域」に改める。

第3条中「水道事業」を「山鹿市水道事業」に改め、「市長（」の次に「第8条第1項を除き、」を加える。

第8条第1項中「管理者」を「山鹿市水道事業の管理者の権限を行う市長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、山鹿市水道事業の管理者の権限を行う市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等（指定給水装置工事事業者又は前項ただし書の規定により管理者が他の市町村長若しくは他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合における当該他の市町村長若しくは当該他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第4項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第9条第2項及び第37条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。